

令和元年度答申第13号  
令和元年6月4日

諮問番号 令和元年度諮問第14号（令和元年5月13日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給を申請（以下「本件申請」という。）したのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

上記要件のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年5月8日、公共職業訓練を開始した。当該審査請求人の公共職業訓練は、P地域職業訓練センターにおいて実施されるB科（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年8月7日までであった。

（職業訓練受講給付金支給申請書、就職支援計画書）

(2) 審査請求人は、平成30年6月7日、本件訓練の5時限目に早退し、6時限目を欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

(3) 審査請求人は、平成30年6月15日、処分庁に対し、同年5月8日から同年6月7日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、本件申請を行ったところ、処分庁は、同月29日付で、本件申請に係る給付金を支給しないことを決定し、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

(4) 審査請求人は、本件不支給決定を不服として、平成30年9月28日付け審査請求書により、審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和元年5月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮詢した。

(諮詢説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成30年6月7日、本件訓練の5時限目に、講師から指示された問題が分からず、自らの判断により解答していたところ、同講師から異なる問題を解答していることを指摘され、そのことで同講師と会話しているうちに、精神的な苦痛を感じ、教室にいることができなくなつたため、同講師に体調が悪くなつた旨を申し出、早退した。

なお、審査請求人が、前日の同月6日に、同講師に問題の解き方を尋ねたところ、「黒板に書いてあります」と言われ、同様のことが以前から何度もあつたため、訓練中に不明な点があつても同講師には質問しづらい状況であった。また、同講師からは訓練中の姿勢についても指摘があり、それらの発言に苦痛を感じたため、同日の訓練終了後、同講師に尋ねたところ、訓練中に同講師の話を聞いていないことや訓練中の姿勢についての発言があり、精神的に追い詰められた。

また、早退の際に講師等から、帰宅すると給付金が出ないことや、一時的に休憩室で休むこと、精神的苦痛の場合、翌日の受診を提案するといった指導助言等があれば不支給にならなかつた可能性がある。

本件支給単位期間の最終日の最後の1時間のうち、約30分の早退で、しかも今回のような一時的な精神的苦痛で不支給になることは非常に不服である。

(審査請求書、審査請求の理由)

#### 第2 審査庁の諮詢に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかつたことの

「やむを得ない理由」については、求職者支援要領 10042（2）において、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。

- 2 審査請求人は、本件支給単位期間の最終日の最後の1時間のうちの約30分の早退で、しかも今回のような一時的な精神的苦痛で不支給になることは、非常に不服であるとしているが、当日の訓練は6時限まであり、審査請求人は5時限目に早退、6時限目を欠席しており、事実の認識に相違がある。
- 3 審査請求人は、平成30年6月7日の本件訓練の一部を欠席（早退を含む。）した理由を調子が悪いためとしているが、医療機関を受診しておらず、求職者支援要領 10042（2）ト（イ）に規定している証明書がないため、上記1の「やむを得ない理由」に該当しない。
- 4 処分庁は平成30年4月27日の支援指示の際に、支給を受けようとする支給単位期間中の全ての実施日の受講が必要であること、ただし、やむを得ない理由による遅刻・早退・欠席がある場合については、当該支給単位期間中の訓練実施日数に占める受講日数の割合が8割以上であれば給付金が支給される場合があるとの説明を行っており、同年3月2日の相談時や同年4月20日の事前審査の際にも同様の説明を行っている。

また、具合が悪く、家でただ寝ているだけでは何の証明にもならないこと、証明がないと、やむを得ない理由のない遅刻・早退・欠席となり、当該支給単位期間は給付金が不支給となることを併せて説明している。

- 5 処分庁は、以上の理由により原処分（本件不支給決定）を行ったものであり、同処分は法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、同処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものと考える。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則 11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受

講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

審査請求人は、平成30年6月7日に実施された本件訓練について、5時間目に早退し、6時間目は欠席していることから、同日の訓練の開始から終了まで受講したとはいえない。したがって、審査請求人は、本件支給単位期間に係る本件訓練の全ての実施日に訓練を受講したとは認められない。

また、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

上記「やむを得ない理由」とは、社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられる事由が存在することと解され、厚生労働省は、上記「やむを得ない理由」につき、通達により求職者支援要領を定めており、同要領は「やむを得ない理由」に当たるものを列挙しているところ、これらは社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられるものを例示したものと考えられる。

審査請求人が前記訓練日に欠席をしたのは、審査請求人の主張によれば、審査請求人は前日来講師の言動に不快感を持っていたところ、前記訓練日にも講師との会話で精神的苦痛を感じたためというものであり、「やむを得ない理由」に当たるものではない。

体調が悪くなったためとの理由であっても、およそあらゆる体調不良が本人の申立てのみをもって「やむを得ない理由」となるものではない。

上記要領に「やむを得ない理由」として掲げられた「当該特定求職者本人の疾病又は負傷」は、訓練を受講せず療養をするのが相当で、出席を要求するのが酷であると考えられる疾病又は負傷であると解され、上記要領はかかる疾病又は負傷であることを確認するために医師の診断書等の証明書類の提出を特定求職者に求めているのであって、審査請求人の申し立てる体調不良が医師の診

断書等によって確認されていないから、「やむを得ない理由」に当たる疾病と認めることはできない。

したがって、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

### 行政不服審査会 第2部会

委 員 戸 谷 博 子
委 員 伊 藤 浩
委 員 交 告 尚 史